

株式会社 まごころ
まごころの家なごみ

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書

令和 6 年 4 月 1 日現在

1. 当事業所の概要

電話(077)510-0753 FAX(077)510-7503

事業所名	小規模多機能型居宅介護事業所 まごころの家なごみ
所在地	滋賀県大津市勸学二丁目4番1号
事業所番号	2590100240
サテライト事業所名	小規模多機能型居宅介護事業所 まごころの家みどり
所在地	滋賀県大津市桜野町一丁目 15 番 3 号

2. 小規模多機能居宅介護の内容・提供場所等(第3条関係)

事業者が提供する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護に関する内容・提供場所等は下記の通りです。

内 容	指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(以下指定小規模多機能型居宅介護という)及び介護予防小規模多機能型居宅介護(以下指定介護予防小規模多機能型居宅介護という)の事業は、要介護・要支援者が、その者の居宅において訪問サービス、又はサービスの拠点に通いサービス、あるいは宿泊サービス、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、日常生活における入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を受けることにより、利用者がその有する能力に応じその者の居宅において自立した日常生活を営むことができるよう総合的に支援していくものである。
営業日	365日(日曜日～土曜日)
利用時間	通い 午前 8 時 30 分～午後 7 時 30 分 訪問 24時間 泊り 午後7時 30 分～午前 8 時 30 分
登 録	25 名以下 通い定員 15 名程度 泊り定員 9 名
事業実施地域 利用設備	唐崎、滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、中央学区 浴室、食堂、宿泊室、静養室、相談室
サテライト登録	18 名以下 通い定員 12 名 泊まり定員 6 名

3. 利用料(第6条関係)

(1) 小規模多機能型居宅介護費等(介護保険適用サービス)

- ・ 介護保険適用されるご利用者につきましては、原則として提供した小規模多機能型居宅介護費の介護保険負担割合証に記載された割合の額を頂きます。
- ・ 但し、ご利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、ご利用者より「厚生労働大臣の定める基準額の10割」を頂き、当事業所が発行するサービス提供書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。

		1割	2割	3割
介護予防サービス	要支援1	3,640	7,280	10,920
	要支援2	7,356	14,711	22,067
介護サービス	要介護1	11,034	22,067	33,100
	要介護2	16,216	32,431	48,646
	要介護3	23,589	47,178	70,767
	要介護4	26,035	52,069	78,103
	要介護5	28,706	57,411	86,117
同一建物居住の場合		1割	2割	3割
介護予防サービス	要支援1	3,280	6,560	9,840
	要支援2	6,627	13,253	19,880
介護サービス	要介護1	9,942	19,883	29,824
	要介護2	14,661	29,222	43,832
	要介護3	21,252	42,504	63,756
	要介護4	23,456	46,912	70,368
	要介護5	25,865	51,729	77,593

(2) 小規模多機能型居宅介護事業所の登録の方以外でも、緊急に宿泊を必要と認めた場合7日以内(事情により14日以内)の宿泊ができます。(／日)

短期利用		1割	2割	3割
介護予防サービス	要支援1	448	895	1,342
	要支援2	561	1,121	1,681
介護サービス	要介護1	604	1,207	1,811
	要介護2	676	1,351	2,026
	要介護3	748	1,496	2,244
	要介護4	820	1,640	2,460
	要介護5	890	1,779	2,668

※地域区分単価は5級地 10.55単位を乗じます。

初期加算	小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間に算定できる加算です。30 日を超える入院をされた後に利用を開始した場合も同様です。(1割負担は32円/日、2割負担は64円/日、3割負担は 95 円/日)
認知症加算(Ⅰ)	認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該該当者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置。認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的に行う。認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定することにより、算定可能な加算です。(要支援認定者は対象外となります。) (認知症加算は(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)いずれかの算定になり、重複の算定はできません。) (1割負担は971円/月、2割負担は 1,942 円/月、3割負担は 2,912 円/月)
認知症加算(Ⅱ)	認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該該当者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置。認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的に行う場合、算定可能な加算です。(要支援認定者は対象外となります。) (1割負担は939円/月、2割負担は 1,878 円/月、3割負担は 2,817 円/月)
認知症加算(Ⅲ)	日常生活に支障をきたすおそれのある症状、行動が認められることから、介護を必要とする認知症状が見られるご利用者、または周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症状が見られる認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定できる加算です。(要支援認定者は対象外となります。) (1割負担は802円/月、2割負担は 1,604 円/月、3割負担は 2,406 円/月)
認知症加算(Ⅳ)	日常生活に支障をきたすおそれのある症状、行動が認められることから、

	介護を必要とする認知症状が見られるご利用者、または周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症状が見られる認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱかつ、要介護 2 のご利用者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定できる加算です。(要支援認定者は対象外となります。) (1割負担は486円/月、2割負担は971円/月、3割負担は 1,456 円/月)
看護職員 配置加算	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能居宅介護従事者の職務に従事する常勤の看護師または准看護師を 1 名以上配置することで、算定できる加算です。非常勤の看護師を常勤換算で1名以上配置することで算定できる加算です。(要支援認定者は対象外となります。) 看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)にわかれており、そのどちらかを算定できる加算です。 (看護職員配置加算(Ⅰ)の場合:1割負担は950円/月、2割負担は1899円/月、3割負担は2849円/月) (看護職員配置加算(Ⅱ)の場合:1割負担は739円/月、2割負担は1477円/月、3割負担は 2216 円/月)
サービス提供 体制強化加算	すべての小規模多機能型居宅介護従事者に対し、個別の研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施または実施を予定していること、ご利用者に関する情報や留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催していることの他、従事者が一定基準※を満たしていることで算定できる加算です。 サービス提供加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)にわかれており、そのいずれかを算定できる加算です。 (Ⅰ)介護職員のうち、介護福祉士が 100 分の 70 以上であること。 勤続 10 年以上の介護福祉士が 100 分の 25 以上であること。 (Ⅱ)介護職員のうち、介護福祉士が 100 分の 50 以上であること。 (Ⅲ)以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 100 分の 40 以上であること。 ② 常勤職員が 100 分の 60 以上であること。 ③ 勤続 7 年以上が 100 分の 30 以上であること。 (Ⅱの場合、1割負担は676円/月、2割負担は 1350 円/月、3割負担は2026円/月) (Ⅲの場合、1割負担は370円/月、2割負担は739円/月、3割負担は1108円/月)
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者を受け入れ、利用者ごとに個別の担当者を定めているときに算定できる加算です。 小規模多機能型居宅介護(1割負担は844円/月、2割負担は1688円/月)

	月、3割負担は2532円/月) 介護予防小規模多機能型居宅介護(1 割負担は475円、2 割負担は950円、3割負担は1425円/月)
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。ご利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、ご利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。日常的にご利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。上記を満たすことを前提として、以下のいずれかを満たしている場合に算定が可能な加算です。 ● 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、ご利用者の状態に応じた支援を行っていること。 ● 障害福祉事業所、児童福祉事業所等と協働し、地域における世代間の交流の場の拠点となっていること。 ● 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 ● 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること。 (総合マネジメント体制強化加算は(Ⅰ)(Ⅱ)どちらかの算定になり、両方の算定はできません。) (1割負担は1,266円/月、2割負担は2,532円/月、3割負担は3,798円)
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。ご利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、ご利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。上記を満たすと算定される加算です。 (1割負担は844円/月、2割負担は1,688円/月、3割負担は2,532円/月)
訪問体制強化加算	指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤者を2名以上配置しているとともに、1月当たり延べ訪問回数が200回以上であるとき算定できる加算です。ただし、登録者のうち同一建物以外の利用者が5割以上占める場合であって、同一建物以外の利用者に対して要件を満たす場合に算定できる加算です。(1割負担は1055円/月、2割負担は2110円/月、3割負担は3165円/月)

認知症行動・心理症状 緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合の加算です。利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定されます。(1割負担は211円/日、2割負担は422円/日、3割負担は633円/日)
科学的介護推進 体制加算	以下のいずれの要件も満たすことで算定されます。 ① 利用者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況、その他の利用者の心身の常用等の基本的な情報を厚生労働省に提出する。 必要に応じてサービス計画を見直など、サービス提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効的に提供するために必要な情報を活用する。(1割負担は43円/月、2割負担は84円/月、3割負担は127円/月)
介護職員処遇改善 加算 (令和6年6月から 適用)	介護現場で働く職員の給与のベースアップへつながるよう厚生労働省が定めた要件を満たした場合に算定される加算です。令和6年6月から(旧)介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。 (Ⅰ) 14.9% Ⅱ～Ⅳに加え、経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上) (Ⅱ) 14.6% Ⅲ～Ⅳに加え、改善後の賃金年額440万円以上が1人以上・職場環境の更なる改善、見える化を行っていること (Ⅲ) 13.4% Ⅱに加え、資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 (Ⅳ) 10.6% ・加算の1/2以上を月額賃金で配分 ・職場環境の改善 ・賃金体系等の整備及び研修の実施等
生産性向上推進体制 加算	(Ⅰ) ・(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

	(1 割負担は 106 円/月、2 割負担は 211 円/月、3 割負担は 317 円/月) (Ⅱ) ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。 ・1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。 (1 割負担は 11 円/月、2 割負担は 22 円/月、3 割負担は 32 円/月)
--	---

※内容に変更があれば文書にて通知します。

(2) その他の利用料(介護保険適用外の全額自費分)

食材料費	昼食 600 円、夕食 600 円、朝食 390 円 おやつ 100 円
宿泊料金	一泊 2、500 円
紙オムツ・パット	原則として持参。事業所で用意する場合実費
洗 濯	300 円/1回
記録の複写費	1枚につき20円
その他	行事開催にかかる実費等

4. 料金の支払期限と支払方法

料金の支払時期	毎月 23 日まで(前月分の月額料金)
支払方法	1. 当事業所へ直接支払い(営業時間内) 2. 指定口座への振込み (振込先)滋賀銀行 錦織支店(貯金種目)普通 口座番号 427547 口座名義人 株式会社 まごころ 代表取締役 八田泰寛

5. 緊急時における対応

事業所は、サービス実施中にご利用者様の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。

6. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、当事業所の各対応マニュアルにより、大津市、主治医、救急隊、家族、協力医療機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとします。

尚、当事業所の協力医療機関は下記の通りです。

・みらいメディカルクリニック中ノ庄

(大津市中庄一丁目 14 番 10-1 077-526-7914)

・大津赤十字病院

協力歯科医療機関

・大津京おおくぼ歯科医院

7. 非常災害時の対応

非常災害時には、消防計画に則って対応を行います。事業者は、非常災害等の発生の際に事業が継続でき利用者様の安全を確保できるよう、まごころグループ全体で災害対策委員会を設置し、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

8. 相談・苦情窓口

ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

相談窓口 担当者:河野 憲司	小規模多機能型居宅介護事業所 まごころの家なごみ 大津市勸学二丁目4番1号 電話 077-510-0753 FAX 077-510-7053 受付時間 8時40分～17時30分
-------------------	---

行政機関その他苦情受付機関

大津市役所健康保険部 介護保険課	所在地 大津市御陵町3-1 電話番号 077-528-2753 FAX 077-526-8382 受付時間 9時00分～17時00分
滋賀県国民健康保険団体連合 会	所在地 滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電話番号 077-522-2651 FAX 077-522-2628 受付時間 9時00分～17時00分

9. 暴力団の排除

事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不

当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)ではありません。また、その運営について、暴力団の支配を受けておりません。

10. 人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会及び責任者を配置する等必要な体制の整備を行うと共に、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保します。

11. 身体的拘束等の適正化の推進

事業者は、利用者の身体拘束等の適正化のため、委員会及び責任者を配置する等必要な体位の整備を行うと共に、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保します。

12. サービス利用にあたっての留意事項

利用者は、事業者の助言による日課を励行し、事業所の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければなりません。利用者は、感染を予防するために健康に留意し、特別な理由がない限り健康診査の受診をしていただきます。利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力をお願いいたします。

(1) 利用者は、事業所でつぎの行為をしてはなりません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火器を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(2) 通所困難な利用者の入浴機会等の確保について

令和3年4月の法改正により、利用者の負担により小規模多機能サービスの一部を付添者に行わせることは出来ませんが小規模多機能居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービス利用に供することが認められました。これにつきましては、利用者様の状態により必要に応じて担当者までご相談ください。

13. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底に努めるため、感染症対策委員会を設置し、6か月に1回会議を開催すると共に、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)等を実施します。

14. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)等を実施します。

15. 災害への地域と連携した対応の強化

災害対応においては地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策に基づき訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保の強化

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し必要な事項を検討します。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

株式会社 まごころ
小規模多機能型居宅介護事業所 まごころの家なごみ

説明者 河 野 憲 司

私は、本書面に基づいて事業所からの重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始及び利用料金に関して同意しました。

ご利用者様
住 所

氏 名

(ご家族様)
住 所

氏 名

(代理人様)
住 所

氏 名